

国不建第473号
令和4年12月28日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

「施工体制台帳の作成等について」の改正について

建設業法(昭和24年法律第100号)及び建設業法施行令(昭和31年政令第273号)において、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、下請代金の額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)以上の場合には、建設工事の適切な施工を確保するため、施工体制台帳を作成しなければならないこととされています。

先般、建設業法施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第353号)により、施工体制台帳の作成を義務付ける下請代金の額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)に引き上げられるなど、所要の改正が行われ、令和5年1月1日から施行されることとなりました。

これを踏まえ、今般、「施工体制台帳の作成等について」(平成7年6月20日付建設省経建発第147号)について、別紙のとおり所要の改正を行い、令和5年1月1日から適用することとし、各地方整備局等建設業担当部長及び各都道府県建設業主管部局長あてに通知いたしましたので、貴団体におかれましては、本通知の内容について、貴団体傘下の建設業者に御周知いただきますようお願いいたします。